

2020年4月27日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の円滑化を図る観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・引馬 (03-3277-2877)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入限度額

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが当該銘柄の時価総額市中流通残高および当該銘柄が連動するよう運用される指数の対象範囲等を勘案して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(2) 不動産投資法人投資口にあつては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の10%以内であつて、本行による買入れが銘柄毎の時価総額市中流通残高に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(附則)

この一部改正は、令和2年5月1日から実施する。